

平成24年度税制改正について
(中小企業関係税制)

平成23年12月
中小企業庁

- 中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認める措置。
- 中小企業の品質向上等に資する設備投資を促進するため、器具・備品の対象に試験機器等を追加する等の見直しを行う。

改正概要 【適用期間:2年間(平成25年度末まで)】

- 中小企業投資促進税制について、対象設備に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長。
- また、情報基盤強化税制(IT税制)について、対象設備のうちソフトウェア部分を中促に統合した上で廃止。

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	・電子計算機 ・デジタル複合機 (複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	



対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	・電子計算機 (複数台計120万円以上) ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器 (1台30万円以上かつ複数台計120万円以上) ・デジタル複合機 (1台120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上 ※情報基盤強化税制におけるソフトウェア部分を統合
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	

【試験機器の例】



設備振動試験器



蛍光X線分析計

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

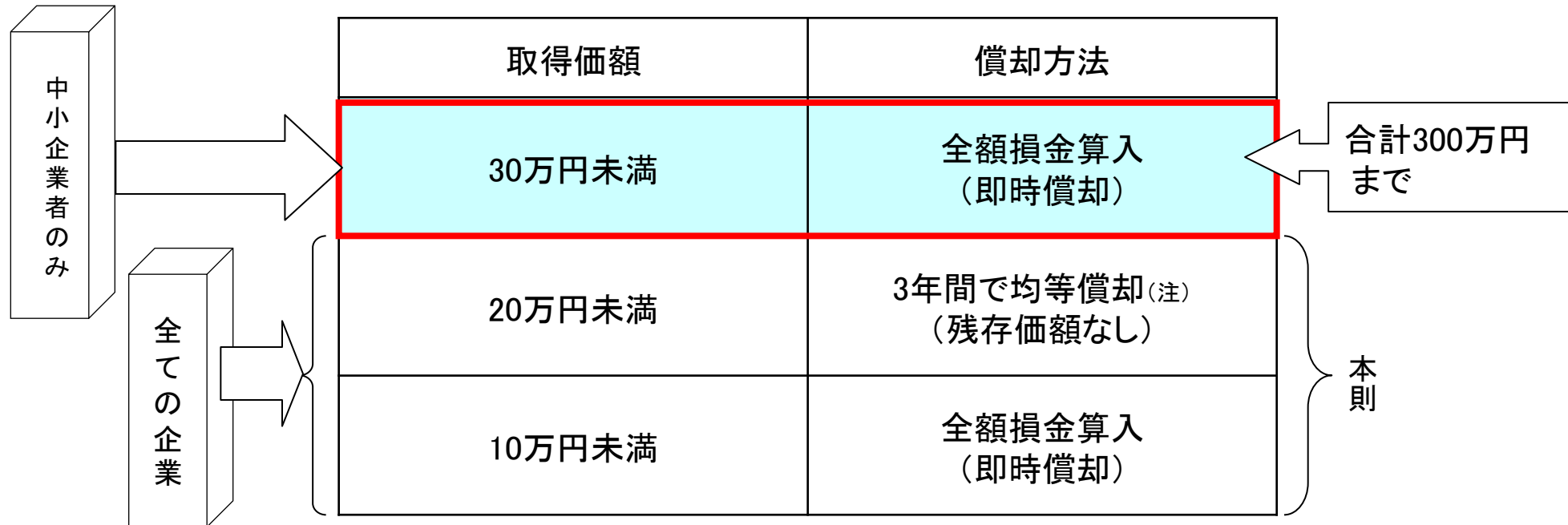
(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

改正概要

【適用期間】2年間(平成25年度末まで)

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。



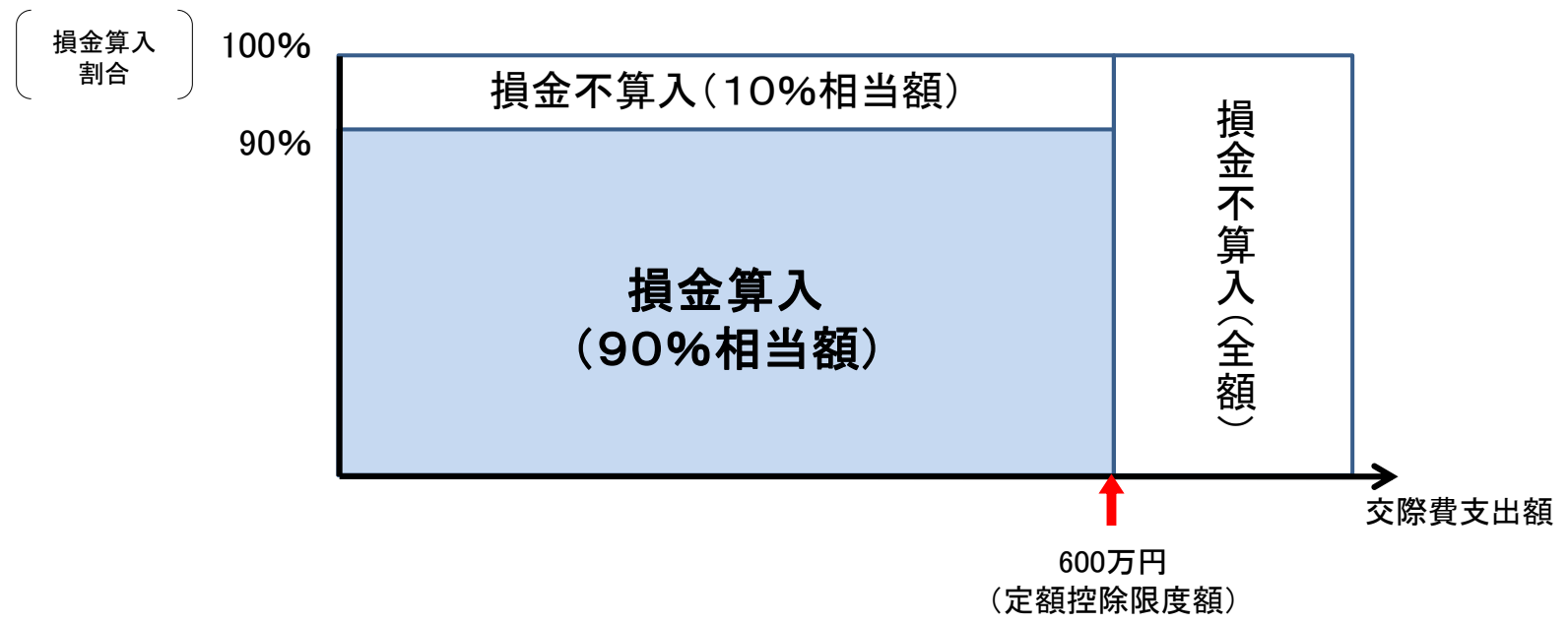
(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

交際費等の課税の特例(中小法人における損金算入の特例) (法人税・法人住民税・事業税)

- 法人が支出した交際費は租税特別措置により、原則として損金不算入とされているが、中小企業(資本金1億円以下の法人)については、定額控除限度額(600万円)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が認められている。
- 中小企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図ることで、中小企業の経済活動の活性化を支援する。

改正概要 【適用期間】2年間(平成25年度末まで)

- 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。



○ 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

改正概要

【適用期間】2年間(平成25年度末まで)

○ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。

平成24年度要望部分

【増加型】

税額控除額
= 試験研究費の増加額 × 5%

選択

【高水準型】

税額控除額
= 売上高の10%を超える試験研究費の額 × 控除率

法人税額 × 10%まで

+

+

【総額型】

控除額 = 試験研究費の総額 × 8 ~ 10%

(注) 中小企業及び産学官連携は、一律12%

法人税額 ×
20%まで

※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能。

23年度までの時限措置

○ 控除上限: 平成21~23年度分については30%まで

○ 平成21年度及び22年度の超過部分については平成24年度まで繰越し可能

【控除上限】

軽油引取税の課税免除措置の特例措置（軽油引取税）

- 中小企業の経営安定、製品等の安定供給等の観点から、生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置について適用期限を延長する。

改正概要 【適用期限：3年間（平成26年度末まで）】

- 以下の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について適用期限を3年延長する。

対象業種	用途	創設年度	適用期限
鋳さいバラス製造業	鋳さいバラスの積込み等のために使用する機械の動力源	昭和39年	平成26年度末
陶磁器製造業	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥	昭和31年	同上
セメント製品製造業	フォークリフト等の機械の動力源	昭和56年	同上
生コンクリート製造業	フォークリフト等の機械の動力源	平成13年	同上
鋳物掘採業(岩石・砂利)	鋳物の掘採や運搬等のために使用する機械の動力源	昭和36年	同上
鋳物掘採業(石灰石等鋳物)	鋳物の掘採や運搬等のために使用する機械の動力源	昭和31年	同上
鋳物掘採業(石炭)	鋳物の掘採や運搬等のために使用する機械の動力源	昭和36年	同上
電気供給業	汽力発電装置の助燃及びガスタービン発電装置の動力源	昭和32年	同上
地熱資源開発事業	動力付試すい機の動力源	昭和55年	同上

- 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持のため、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)の活用を促進することが必要。
- 引き続き、事業承継税制について、見直しを検討する。

検討事項 (平成24年度税制改正大綱より抜粋)

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

現行制度

相続税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき相続税のうち、株式等(※)に係る課税価額の80%に対応する額。

※相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき贈与税のうち、株式等(※)に係る課税価額の全額に対応する額。

※贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

- 後継者が死亡した場合等の一定の場合において、猶予税額の納税は免除。

- 相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ① 後継者が代表者を継続
- ② 雇用の8割以上を維持
- ③ 対象株式の継続保有
- ④ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと 等

償却資産に対する固定資産税の見直し (固定資産税)

- 償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な税。設備投資型産業に負担が偏り、投資の収益性を低下させ、国内投資の抑制効果がある。フランス等、数少ない課税国でも見直しの動き。
- 国際的なイコールフットイングを確保する観点から、固定資産税の総合的な検討の中で、償却資産に対する固定資産税のあり方についても、引き続き検討する。

(参考) 平成24年度税制改正大綱 (抜粋)

固定資産税については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、(中略)平成27年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行います。

固定資産税の課税客体

課税客体

償却資産

家屋

土地

<各国の固定資産税の課税状況>

国名	土地	家屋	償却資産(機械・装置等)
イギリス	○ (事業用レイト、カウンシル税)	○	×
フランス	○ (既建築不動産税、未建築不動産税)	○ (既建築不動産税、住居税)	×
ドイツ	○ (財産税、不動産税)	○	×
イタリア	○ (地方不動産税)	○	×
アメリカ	○ (すべての州で課税)	○	△ (一部州) (注1) (2009年に免税化 (オハイオ州))
カナダ	○ (財産税)	○	△ (一部州) (注2)
韓国	○ (財産税)	○	×
中国	○ (土地地使用税)	○ (財産税)	×
日本	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)

(注1) 工場等の事業用資産への課税状況
 課税あり・・・38州 課税なし・・・12州 (うち4州は電力・ガス等公益企業の資産のみ課税)
 ※ 税率は、各州・自治体によって異なる (例:カリフォルニア州1.25%)

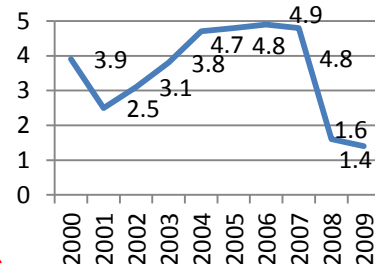
(注2) 工場等の事業用償却資産への課税状況
 課税あり・・・3州、課税なし・・・7州。うち6州は、取外し不能な機械設備等は家屋として課税

償却資産税は日本国内の設備投資の収益性を低下させる

<A工場の例>

1000億円の**新工場**を設立したところ、「機械及び装置」の固定資産税負担は**約11億円程度増加**。これにより、**資産当たり利益率が約1%低下**。

<総資本営業利益率(ROA)の推移>



我が国の製造業全体のROA(総資本営業利益率)が近年1.4%程度にとどまる中、**投資について資産当たりの利益率が1%低下する影響は大きい。**

出所: 法人企業統計

フランスの職業税廃止の経緯

時期	概要
2007年1月	新規投資分の職業税減免措置実施 (初年度100%、2年目66%、3年目33%)
2008年12月	2009年末までの新規投資について職業税免税を認める法案成立
2009年2月	サルコジ大統領職業税廃止を表明(同年12月法案成立) 「このシステム(職業税)はヨーロッパでは他に類のないものであり、企業に(フランス国外への)工場移転を促し、産業部門の雇用を破壊するものだ。」
2010年1月	職業税廃止

1. 検討事項

(1) 中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し（法人税など）

会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、企業の予測可能性にも留意しつつ、所得金額のみならず、各種指標による中小企業者の定義づけの可能性を含めて、そのあり方を引き続き検討することとする。

2. 新設・拡充

(1) 産業復興機構による再生支援に係る税制上の措置（法人税、法人住民税、事業税）

東日本大震災により被害を受けた法人が、産業復興機構から当該法人に対する債権につき債務の免除を受けた場合には、期限切れ欠損期の損金算入をできることとする。

(2) 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（登録免許税）

株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、東日本大震災の被災者への貸付けに係る抵当権の設定登記等に対する軽減税率の適用期限を平成28年3月31日（現行平成25年3月31日）まで延長する等の措置を講ずる。

3. 縮減

(1) 中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置 (登録免許税)

産活法に規定する認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、一部の軽減税率を見直した上、適用期限を2年延長する。

4. 廃止

(1) 中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置 (不動産取得税)

平成23年度税制改正法案関係

法人実効税率及び中小軽減税率の引下げ

- 23年度税制改正法案の恒久減税(法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大)と復興財源としての法人税付加税を同時に実施する。
- 企業の国際競争力強化や産業空洞化防止の観点から、法人税付加税の期間は3年間の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現するとともに、企業の予測可能性を確保する。

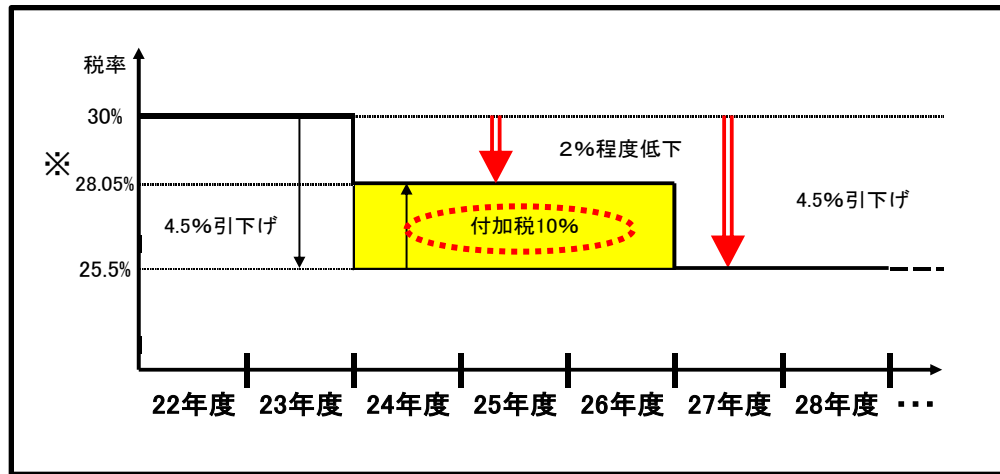
改正概要

【適用期間】3年間(平成26年度末まで)

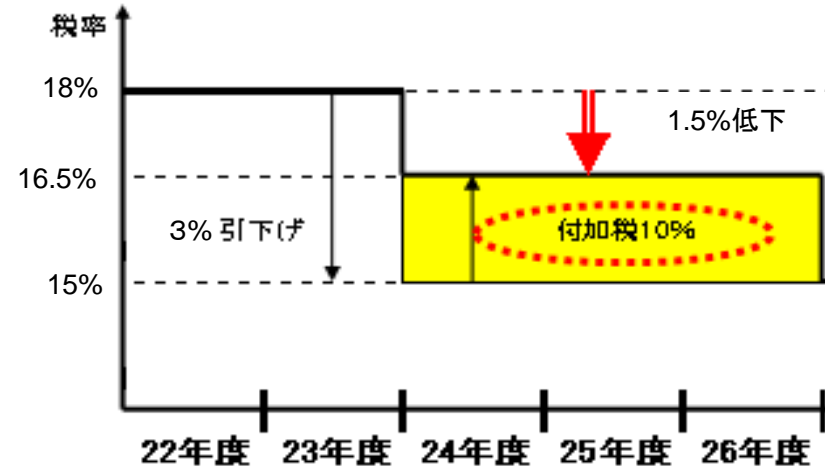
- 法人実効税率の引下げの実施とセットで法人税額に対して10%の付加税を創設する。

改正後の税率イメージ

法人税率(国税分)のイメージ



中小軽減税率のイメージ



※ 法人実効税率(地方税含む)は、38.01%(現行40.69%)